

日本の戦争責任を考える—日本国憲法制定時におこなわれた外国人差別

加藤文子（2016年9月執筆）

今年5月に「ヘイトスピーチ規制法」が成立したが、ネット上の掲示板の書き込みや個人ブログなどに「ヘイトスピーチ」が相も変わらず溢れ続けている。今年には戦後71年目。いまだ被害者による裁判が提訴されるなど、被害者にとっての戦争はまだ終わっていない。一度戦争が起これば、長く深く人々に影響を及ぼし続ける。この原因の一つとして、日本では依然として「戦争責任」をきちんと考えていないからではないか。日本にとって戦争責任とは何だろうか。

ドイツでは、ベトナム戦争のとき、戦争当事者二世世代が父親世代に、あの戦争への父親たちのかかわりを問う動きがあり、社会問題化した。そして、ネオナチなどの勢力はあるが、ポーランドと共同で教科書を作成し、今年度から両国で共同使用したり、移民政策などに、政府のあの戦争についての姿勢、取り組み方がはっきり現れている。

戦争責任を考える方法はいくつもあると思うが、「憲法リレートーク学習会」で初めて知った、憲法制定時に行われた「外国人差別」を緒に、日本が戦後の法律、制度作りの中でどのように旧植民地の朝鮮人、台湾人の人権を位置づけていったかに焦点を絞り、それを調べ、戦争経験者の二世世代として日本の戦争責任を考える手がかりにしたいと思う。

I 植民地出身者の人権 敗戦から講和条約まで

1. 植民地出身者の選挙権【戦前】

戦前、大日本帝国憲法下で日本に住む台湾、朝鮮人（「外地人」）は帝国臣民とされ、日本国籍を有し、「外地」には参政権はなかったが、「内地」（日本国内）に渡ってきて在住する限り、「内地人」同様、男子は選挙権・被選挙権を持っていた。昭和初期の普通選挙の実施以降、衆議院議員選挙にのべ11名が立候補し、延べ2名が当選していた。

しかし、台湾、朝鮮人は日本に住んでも戸籍は台湾、朝鮮にあり日本へ移すことは禁じられていたので、日本の戸籍法の適用を受けていなかった。だから、日本国内に住む日本国籍者には二通り、戸籍が日本にある帝国臣民と、戸籍が「外地」にある帝国臣民があったことになる。

2. 植民地出身者の選挙権【戦後】

1945年8月敗戦直後の10月23日、幣原内閣が閣議決定した「衆議院議員選挙制度改正要綱」には「内地在住の朝鮮人および台湾人も選挙権及び被選挙権を有するものなること」とあり、日本に居住する旧植民地出身者に参政権はそのまま保持することになっていた。

しかし、2か月後の12月議会を通過した衆議院議員選挙改正法案では、附則に「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権及び被選挙権は当分のうちこれを停止す」と定められていた。

上で述べたように、台湾、朝鮮人は戸籍を日本に移すことができなかつたため、この附則があてはめられ、台湾、朝鮮人の参政権は停止され、1946年4月の第22回衆議院選挙から、台湾人、朝鮮人の参政権は事実上なくなつた。

3. 朝鮮人、台湾人の国籍【憲法制定時～講和条約】

以下4, 5, 6に記すように、憲法制定時、GHQの憲法草案には外国人も含め「一切の自然人は法律上平等」、「国籍で差別をされない」、「外国人は平等に法律の保護を受ける権利を有する」という外国人の人権保障が入っていたが、帝国議会で審議する段階で上程された「帝国憲法改正案」では、「一切の自然人」が「国民」となり、外国人の人権保障条項（GHQ草案16条）が削除されたものであった。加えて衆議院の審議中、日本国民の要件が挿入された。そして日本国憲法公布前日に最後の勅令、「外国人登録令」を出し、いまだ帝国臣民であつた朝鮮人、台湾人を「外国人とみなす」とし、選挙権を「停止」しただけでなく、日本国憲法上「国民」の対象から外そうとした。

そして、サ条約発効（1952年4月28日）の直前の4月19日、法務府民事局長が通達を出し、サ条約発行に伴い朝鮮人、台湾人は日本国籍を失つた。

4. 日本国憲法制定時

“people”の日本語訳を巧妙に替え、外国人平等条項を削除、日本国民要件を挿入

憲法制定時の外国人の人権については、すでに通信2015年8月号、憲法リレートーク第3回「日本国憲法の制定 これでも“押しつけ”か」で紹介されているが、再度簡単にまとめる。1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾。大日本帝国憲法改正を余儀なくされ、毎日新聞のスクープで憲法調査会（松本委員会）の憲法改正案がポツダム宣言の内容を履行するものではないことが明らかになった後のことである。

●GHQ草案

第13条 一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ政治的、經濟的又ハ社会的關係ニ於テ人種、信条、性別、社会的身分、階級又ハ国籍起源ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ黙認セラルルコト無カルヘシ

第16条 外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス

日本側

●3月5日案（1946/03/05）

第13条 凡テノ自然人ハ其ノ日本国民タルト否トヲ問ハズ法律ノ下ニ平等ニシテ、人種、信条、性別、社会上ノ身分若ハ門閥又ハ国籍ニ依リ政治上、經濟上又ハ社会上ノ關係ニ於テ差別セラルルコトナシ。

●憲法改正草案要綱（1946/03/06）

第13条 凡ソ人ハ法ノ下ニ平等ニシテ人種、信条、性別、社会的地位、又ハ門地ニ依リ政治的、經濟的又ハ社会的關係ニ於テ差別ヲ受クルコトナキコト

●憲法改正草案（1946/04/17）

第13条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的關係において、差別を受けない。

●帝国憲法改正案（1946/06/20）

第13条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的關係において、差別を受けない。

●日本国憲法

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。（衆議院で加入）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

5. 憲法施行前日に「外国人とみなす」

1947 年 5 月 2 日（憲法施行前日）、最後の勅令となる「外国人登録令」を出した。

11 条「台湾人のうち内務大臣の定める者及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」

もし、この勅令を出さなければ、憲法が定める国民に朝鮮人、台湾人も入ることになった。しかし、この勅令で日本国民から除外され、翌 1947 年 5 月 3 日に日本国憲法が施行された。ちなみに日本国憲法 10 条によって新国籍法が制定されたのは 1950 年 5 月である。

6. 平和条約締結と朝鮮人、台湾人の国籍

1950 年 5 月に新国籍法が成立、「外国人と結婚した日本人女性は日本国籍を喪失」し夫の国籍になる旨の規定はなくなった。1952 年 4 月 19 日に法務府次局長通達、「平和条項の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」がだされる。そしてこれにより旧植民地出身者は日本国籍を喪失することとなった。

しかし、法務府事務局長という一行政部門の長の通達によって国籍が奪われることはありえないはずである。参考にした後藤論文では、大沼保昭『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』（東信堂、2004 年）から、「朝鮮が当事国でない平和条約に依る国籍変更は無効であり、在日朝鮮人の日本国籍喪失が法律ではなく、平和条約発効の直前位法務府の民事局長通達で行われたことは、『日本国民たる要件は、法律でこれを定める』とする憲法 10 条に違反する」という部分を引用し、批判している。

通達の関係部分は次のようなもの。

「平和条項の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」

第一 朝鮮及び台湾関係

(1) 朝鮮および台湾は、条約の発行の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。

(2) もと朝鮮人又は台湾人であった者でも、条約の発効前に内地人と婚姻、縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。

(3) もと内地人であった者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人または台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。なお、右の者については、その者が除かれた戸籍又は除籍に国籍喪失の記載を必要はない。

(4) 条約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によって直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台湾の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台湾人が右の届出によって直ちに同地の戸籍から内地戸籍に入ることができた従前の取扱は認められないこととなる。

(5) 条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もっぱら国籍法の規定による帰化の手続きによることを要する。

なお、右帰化の場合、朝鮮人及び台湾人（(3)において述べた元内地人を除く。）は、国籍法第 5 条第 2 号の「日本国民であった者」及び第 6 条第 4 号の「日本国籍を失った者」に該当しない。

朝鮮人、台湾人の人たちが選挙権が停止されず、戦後も議員として帝国議会で発言していたなら、日本人は帝国議会で、戦前、戦後における種々の人権侵害の事実をつきつけられ、戦争責任、差

別や加害性について考える機会があったと思う。しかし、日本人議員だけで構成された国会ではそういう機会はありませんでした。第 89 回帝国議会衆議院議事録を見ると、参政権停止が当然のように語られているのが記録されている。旧民地の人たちへの人権意識の欠如だと思う。それが戦後の社会の私たちに引き継がれているのだと思う。差別意識によって作られた制度がその差別意識を固定化し、再生産を促しているのではないか。

当時のことを考えれば、各地で大空襲があり、広島、長崎に原爆が投下され、甚大な被害を受けた。また、冷戦構造の進行やGHQによる天皇制利用など、さまざまな状況があったかもしれない。しかし、当時でも植民地の人たちの国籍については、国際的には選択制が当たり前となっている時代だった。1945年12月1日の第89回帝国議会衆議院本会議でも、内務大臣の堀切善次郎が次のように発言していた。

「朝鮮人及び所謂台湾人の国籍がどうなるのかと云ふことに付きましては、…唯是までの例に依りますれば、さう云ふ際に内地に在留して居ります朝鮮人、台湾人に對しましては、日本の国籍を選択し得ると云ふことになるのが是までの例のやうであります、今度も恐らくさう云ふことになるではなからうかと考へます、何れ国籍を失ひますが、日本の国籍を其の時に選擇し得ると云ふことになるかと考へるのであります。」

また、川村外務政務次官は、1949年12月21日、衆議院外務委員会で次のように発言している。「(国籍選択については) だいたい本人の希望次第決定されることになるという見通しをもっている。」

1948-49年頃までは、日本政府も国籍選択権を与えることを考えていたと思われる。ところが1948年に大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国が建国、1950年朝鮮戦争が勃発。済州島で虐殺事件(四・三事件)などがあり、朝鮮半島からの不法入国(事実上の難民)の問題が発生する。このような状況下で、日本政府の態度が急に変化し、最終的に国籍選択権が与えられないことになったのではないかと分析もある。また日本を反共の砦にしたいGHQ側も慎重になったのではないか。

他の国の例を見ても、「イギリスでは本国と独立国との間である種の“二重国籍”が保証され」、「西ドイツでは1956年、国籍問題規制法を制定して、併合により付与された『ドイツ国籍』は、オーストリア独立の前日にすべて消失すると定め、一方でドイツ国内に居住するオーストラリア人は、意思表示により消失時に遡ってドイツ国籍を回復する権利を持つ、即ち『国籍選択権』が認められたのである。ドイツも、侵略の結果、押しつけられた国籍を元に戻す原則は日本と同じであるが、定住する者に事実上の国籍選択に関する自己決定権を認めた点が異なる。」など、国籍選択権を認めている。

II 最高裁2つの大法廷判決

ここまで、戦後直後の帝国議会と行政の旧植民地の人たちの国籍の扱いを見てきたが、司法は戦後どのようにこれらの人たちの国籍について判断してきたのだろうか。2件とも前記1952年4月19日法務府次局長通達(3)のケースである。

① 1961（昭和36）年4月5日判決

太平洋戦争中に朝鮮出身者の男性と結婚した日本人女性が、戦後に日本国籍を失ったことを不服として、日本国籍の回復を求めて提起した。

平和条約第2条により、同条約の発効と同時に、当時朝鮮戸籍令によって朝鮮戸籍に登録されていたものは、本来の朝鮮人のみならず、朝鮮人との婚姻等に因り、共通法3条1項「一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ、他ノ地域ノ家ヲ去ル」の規定によって内地における本籍を失い、朝鮮の戸籍に入った本来の日本人をもすべて朝鮮人としての法的地位をもつ人として、右条約（サ条約）の効力として、条約発効の時を時限として当然に日本の国籍を喪失するとしている。つまり、前記1952年4月19日法務府次局長通達にお墨付けを与えたのである。

② 1962（昭和37）年12月5日判決

昭和36年大法院判決の事案と類似した事案で、1947（昭和22）年に当時日本国籍の台湾人と婚姻した内地人女性の国籍が問題となった。この女性が、現実には台湾戸籍に登録されていなくても、婚姻により内地戸籍から除かれるべき事由の生じた者として、日本と中華民国との間の平和条約（日華平和条約）により台湾が中華民国に譲渡されたことに伴い、この条約の発効とともに日本の国籍を喪失したと判断した。（国籍喪失時期は前記1952年4月19日法務府次局長通達と異なる判断）。

しかし、台湾については、サ条約第2条(b)項によって日本は朝鮮と全く同様の処理がされており、朝鮮に対して①のような解釈をした以上、サ条約より後に締結発効（1952年4月28日署名、同年8月5日発効）した日華平和条約により台湾人が日本国籍を喪失するという解釈は論理的に矛盾している。

このように、1961（昭和36）年最高裁判決と1962（昭和37）年最高裁判決との間には決定的な不整合があるにも関わらず、最高裁はこの不整合については放置し続けている。

「これらの判決がリーディングケースとなって、旧植民地の人々の国籍に関する問題は処理されていったと思われる」と後藤は指摘している。

Ⅲ 結び

このように見てくると、戦後間もなく民主的な制度を作るべき過程の中で立法、行政、そして戦後の司法機関でも、植民地出身者の国籍（人権）が軽んじられてきたことが分かる。その延長線上に今の私たちが暮らす社会がある。植民地支配すなわち日本の戦争責任から目をそらしてその場限りで対処し、植民地出身者の人権軽視の制度づくりがなされてきたが、それが現在の社会の価値観が形作られている側面は否めないと思う。

「憲法リレートーク学習会」で沖縄や日米安保などの歴史の事実を辿ると、国民には憲法遵守の顔を見せながら、米国と行政協定、密約などで、国会を通さずに私たちの人権に関わる大切な取り決めがなされてきたことを知った。地位協定などもその一つで、あまりにも米国追従のこの

差別構造と、逆の意味での植民地出身者への差別の構造は、同じ問題を孕んでいるのではないか、そしてその根源にあるのが日本の戦争責任ではないかと思う。

参考文献

後藤光男「日本国憲法 10 条・国籍法と旧植民地出身者」

同「日本国憲法制定史における『日本国民』と『外国人』」

田中宏「日本の戦後処理と国籍問題」

鄭栄桓「植民地の独立と人権：在日朝鮮人の『国籍選択権』をめぐって」

古関彰一『日本国憲法の誕生』

日本国籍のなしくずし剥奪を許さない会 HP 掲載、2010 年 9 月 8 日付東京地裁宛訴状